

豊橋市受動喫煙防止条例施行規則をここに公布する。

平成31年4月26日

豊橋市長 佐原 光 一

豊橋市規則第40号

豊橋市受動喫煙防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市受動喫煙防止条例（平成31年豊橋市条例第20号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第8条に規定する施設)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設は、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）第3条各号に掲げる施設とする。

2 条例第8条第1項の規則で定める市の施設は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋市庁舎管理規則（平成8年豊橋市規則第53号）第2条に規定する庁舎
- (2) 豊橋市保健所及び保健センター条例（平成21年豊橋市条例第40号）第2条第1項に規定する豊橋市保健所及び同条第2項に規定する豊橋市保健センター
- (3) 豊橋市上下水道局庁舎管理規程（平成8年豊橋市水道局規程第7号）第2条に規定する庁舎

3 条例第8条第2項の規則で定める市の施設は、次に掲げる施設を除く市の施設とする。

- (1) 前項各号に掲げる施設
- (2) 次項に規定する施設
- (3) 豊橋市営自転車競走条例（昭和24年豊橋市条例第24号）第2条に規定する豊橋競輪場

4 条例第8条第3項の規則で定める市の施設は、豊橋市総合老人ホームつつじ荘条例（平成4年豊橋市条例第38号）第2条に規定するつつじ荘とする。

(勧告)

第3条 条例第10条の規定による勧告は、口頭又は勧告書（様式第1）により行うものとする。

（身分証明書）

第4条 条例第12条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第2）又は豊橋市職員身分証明書によるものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条、第2条第1項及び第2項並びに第5条の規定 平成31年7月1日

（2） その他の規定 平成32年4月1日